

日弁連総第4号
2015年（平成27年）4月10日

国立研究開発法人日本医療研究開発機構
理事長 末松 誠 殿

日本弁護士連合会
会長 村越 進

循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業における
「WHO世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究」研究班でのギャンブル依存症の要因分析に関する要請書

1 要請の趣旨

- (1) 厚生労働省の所管研究事業として行われていた循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業における「WHO世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究」（研究代表者：樋口進）の研究班に対し、2014年8月20日に公表した「わが国の成人の飲酒行動その他嗜癖行動に関する全国調査2013の結果報告」に関して、「病的とばくの疑」のある者のデータについて、「とばくの種類」、「頻度」等を「年齢層」、「性別」等に応じた集計をするといった方法で、ギャンブル依存症に至った要因を分析し、その分析の結果を公表するよう、要請されたい。
- (2) これらの分析を踏まえて、ギャンブル依存症について、国として必要な総合的施策を講じるための具体的な措置を検討されたい。

2 要請の理由

厚生労働省循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業における「WHO世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究」（研究代表者：樋口進）が調査を実施し、取りまとめた「わが国の成人の飲酒行動その他嗜癖行動に関する全国調査2013の結果報告」（2014年8月20日公表）によると、我が国において、成人人口のうち、「病的とばくの疑」のある者は、男性で8.8%，女性で1.8%，全体で4.5%に上るとされる。この調査結果は、オーストラリア、フランス、香港、韓国及び米国等の諸外国における「病的とば

くの疑」のある者が概ね0.5～1.58%であることからして、極めて異常な数値であって、賭博に対するアクセスが容易な我が国独特の事情が反映されたものと考えられる。

この研究成果を受けて、当連合会においても2014年11月21日に公表した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる『カジノ解禁推進法案』）の廃案に当たっての会長声明の中で、「当連合会も、ギャンブル依存症問題の解決に向けて、相談・支援、予防と治療のための環境整備及び法的規制の在り方等の検討を進めていく」ことを表明している。

一方、国においては、厚生労働省が2014年9月に、ギャンブル依存症対策の拠点病院を指定し、ようやく対策に着手したものの、総合的な施策については途上といわざるを得ない状況である。これは、我が国における「病的とばく」の実態が完全には明らかとなっていないからである。

本研究班による研究及び調査は、ギャンブル依存症の実態を把握し、その対策を講じて、問題の解決に導くための極めて貴重かつ有益な情報である。

当連合会は、2014年11月に廃案となった「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）に対する懸念の一つとして、ギャンブル依存症の拡大を意見書や会長声明で指摘している。ギャンブル依存症は慢性、進行性、難治性とされ、放置すれば自殺に至ることもあるという極めて重篤な疾患である。いったん発症したギャンブル依存症への対策は非常に困難であり、むしろギャンブル依存症の患者を新たに発生させない取組こそが重要といえる。

そこで、上記研究成果を踏まえて、ギャンブル依存症の実態を鮮明にするためにも、「病的とばく」に関する調査の集計をより詳細に取りまとめることを要請する。さらに、具体的な対策についても検討されるべきであると考える。

よって、本要請書を提出するものである。

以上